

法人事業税、地方法人特別税の税制改正について

長野県／県税事務所

平成28年度税制改正において、【成長志向の法人税改革】の一環として、以下の改正が行われました。この改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

【法人事業税・地方法人特別税】

資本金1億円超の普通法人に係る所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）を現在の8分の3から8分の5に拡大します。これにより、以下のとおり税率の改正等が行われます。

(1) 法人事業税の税率について

区 分		税 率	
		27.4.1 以後 開始事業年度	28.4.1 以後 開始事業年度
外形標準 課税法人 の所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.6%	0.3%
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	2.3%	0.5%
	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	3.1%	0.7%
	3以上の都道府県に事務所(事業所)がある法人の所得	3.1%	0.7%
付加価値割		0.72%	1.2%
資本割		0.30%	0.5%

※ 事業年度が1年に満たない場合の所得の区分は、当該金額に事業年度月数(端数切り上げ)を乗じ、12で除して得た金額となります。

※ 清算所得とは、平成22年9月30日までに解散した法人の清算所得をいいます。

※ 外形標準課税の対象ではない法人については、変更ありません。

(2) 地方法人特別税の所得割の税率について

区 分	税 率	
	27.4.1 以後 開始事業年度	28.4.1 以後 開始事業年度
外形標準課税法人の所得割額	93.5%	414.2%

(3) 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

付加価値額が40億円未満の法人については、以下の算式で計算した額が法人事業税額から控除されます。平成28年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度が対象です。

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

区 分	控 除 額
付加価値額が 30 億円以下の法人	(当該事業年度の税率で計算した税額 －28 年 3 月 31 日現在の税率で計算した税額) × 3/4
付加価値額が 30 億円超 40 億円未満の法人	(当該事業年度の税率で計算した税額 －28 年 3 月 31 日現在の税率で計算した税額) × 3/4 × <u>下記の割合</u>

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

区 分	控 除 額
付加価値額が 30 億円以下の法人	(当該事業年度の税率で計算した税額 －28 年 3 月 31 日現在の税率で計算した税額※) × 1/2
付加価値額が 30 億円超 40 億円未満の法人	(当該事業年度の税率で計算した税額 －28 年 3 月 31 日現在の税率で計算した税額※) × 1/2 × <u>下記の割合</u>

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

区 分	控 除 額
付加価値額が 30 億円以下の法人	(当該事業年度の税率で計算した税額 －28 年 3 月 31 日現在の税率で計算した税額※) × 1/4
付加価値額が 30 億円超 40 億円未満の法人	(当該事業年度の税率で計算した税額 －28 年 3 月 31 日現在の税率で計算した税額※) × 1/4 × <u>下記の割合</u>

控除額の計算に用いる割合
(40 億円－付加価値額) / 10 億円

【平成 29 年 4 月 1 日以後の改正について】

平成 28 年度の税制改正では、【**地方法人課税の偏在是正**】として、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度における法人県民税法人税割の税率改正、地方法人特別税の廃止と法人事業税への復元が盛り込まれています。これらにつきましては、別途ご案内する予定です。

※ 追 記

上記の【**地方法人課税の偏在是正**】に係る改正は、消費税率引上げ時期の変更に伴い、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度からに実施時期が変更されました。

その他、ご不明な点がございましたら、長野県庁税務課課税係(電話:026-235-7048、e-mail:zeimu@pref.nagano.lg.jp)、又は申告書を提出している県税事務所までお問い合わせ下さい。